

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成17年9月6日
【発行者名】	オリックス不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 市川 洋
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【事務連絡者氏名】	オリックス・アセットマネジメント株式会社 執行役員 齊藤 裕久
【電話番号】	03-3435-3285（代表）
【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	オリックス不動産投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 1,751,950,000円
	(注) 募集金額は発行価額の総額です。 今回の募集においては、「第一部 証券情報 / 第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。） / (3) 発行数」の (注) 1.に記載のとおり、失権により、発行数が減少し、または発行そのものが全く行われない場合があるので、発行価額の総額は減少することがあります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成17年8月29日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成17年9月6日開催の役員会において、その他の者に対する割当2,500口の募集の条件、その他この新投資口発行に関し必要な事項を決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

(3)発行数

(4)発行価額の総額

(5)発行価格

(13)手取金の使途

下線_____は訂正箇所を示します。

第一部 【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

2,500口

(注) 1. 平成17年8月29日（月）開催の本投資法人役員会決議に基づき行われる本投資法人の投資証券47,500口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）にあたり、一般募集とは別に、その需要状況等を勘案し、2,500口を上限として、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行うことがあり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先として行う第三者割当（以下、「本件第三者割当」といいます。）です。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、本投資証券について安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた本投資証券を借入投資証券の返還に充当することがあります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成17年10月7日（金）までの間、借入投資証券の返還を目的として、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限として株式会社東京証券取引所において本投資証券の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」といいます。）を行うことがあり、シンジケートカバー取引により買付けた本投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。

なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。

そのため本件第三者割当における発行口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行口数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

(注) 2. 上記(注) 1. に記載の取引に関しては、大和証券エスエムビーシー株式会社が野村證券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上、これを行います。

(注) 3. 本投資法人と割当先との関係等は以下のとおりです。

< 中略 >

払込金額	1,700,000,000円 (注) 有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。
------	--

< 後略 >

<訂正後>

2,500口

(注) 1. 平成17年8月29日（月）及び平成17年9月6日（火）開催の本投資法人役員会決

議に基づき行われる本投資法人の投資証券47,500口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）にあたり、一般募集とは別に、その需要状況等を勘案した結果、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資証券2,500口（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。なお、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先として行う第三者割当（以下、「本件第三者割当」といいます。）です。大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成17年9月7日（水）から平成17年9月9日（金）までの間、本投資証券について安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた本投資証券を借入投資証券の返還に充当することがあります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成17年9月10日（土）から平成17年10月7日（金）までの間、借入投資証券の返還を目的として、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数（2,500口）を上限として株式会社東京証券取引所において本投資証券の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」といいます。）を行うことがあり、シンジケートカバー取引により買付けた本投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。

なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数（2,500口）から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。

そのため本件第三者割当における発行口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行口数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

(注) 2. 上記(注) 1. に記載の取引に関しては、大和証券エスエムビーシー株式会社が野村證券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上、これを行います。

(注) 3. 本投資法人と割当先との関係等は以下のとおりです。

< 中略 >

払込金額	1,751,950,000円 (注)の全文削除
------	----------------------------

< 後略 >

(4) 【発行価額の総額】

< 訂正前 >

1,700,000,000円

(注) 発行価額の総額は、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

1,751,950,000円

(注)の全文削除

(5)【発行価格】

<訂正前>

未定

(注) 1. 平成17年9月6日(火)から平成17年9月8日(木)までのいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

(注) 2. 本件第三者割当の対象となる本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成17年9月1日(木)とします。

<訂正後>

1口当たり700,780円

(注) 本件第三者割当の対象となる本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成17年9月1日(木)とします。

(注) 1. の全文削除及び(注) 2. の番号削除

(13)【手取金の使途】

<訂正前>

本件第三者割当における本投資法人の手取金(上限1,700,000,000円)については、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金(34,100,000,000円)と併せて、後記「第二部 参照情報/第2 参照書類の補完情報/1 投資法人の概況/(4)第6期(平成17年2月期)後に取得済み及び取得予定の資産並びに売却済み及び売却予定の資産の概要について」に記載の、本投資法人が取得を予定している特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じ。)の取得資金及び借入金

の返済等に充当します。
(注) 上記の手取金は、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本件第三者割当における本投資法人の手取金(上限1,751,950,000円)については、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金(33,287,050,000円)と併せて、後記「第二部 参照情報/第2 参照書類の補完情報/1 投資法人の概況/(4)第6期(平成17年2月期)後に取得済み及び取得予定の資産並びに売却済み及び売却予定の資産の概要について」に記載の、本投資法人が取得を予定している特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じ。)の取得資金及び借入金

の返済等に充当します。
(注)の全文削除